

令和7年度 和泊中学校いじめ防止基本方針

【いじめ防止に関する基本理念】

本校では、下記「いじめ防止対策推進法第22条」に則り、校長の統率、指揮のもと、職員の同一視を高め、集団の凝集性を強める集団維持の機能を強化させ、いじめ防止対策委員会を中心に学校全体で組織的、継続的な取り組みを行う。また、本校の実態に即した連絡体制を見直し、正確な報告や情報の共有化を図り、いじめの防止、解決、撲滅に向け、いじめの態様や原因、背景等に応じて、指導方針や指導内容を具現化し、共通理解を図りながら組織で対応する。

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

【学校教育目標】

郷土を愛し、夢や志をもち、今行動する和中生を育てる。

ナマ シランニヤ イチ シュイ シリィバ ディキュン

- 家庭・地域との連携
 - ・保護者
 - ・PTA会長
 - ・民生児童委員
 - ・主任児童委員
 - ・区長

【いじめ対策委員会】

目的：「いじめは、どの子どもにもどの学校においても起こりえるものであること、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものである」という基本認識に立つことで、全校生徒がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるようになる。

組織構成：校長・教頭・生徒指導主任・養護教諭・生徒指導学年担当
(状況に応じて関係機関等職員と連携)

- 関係機関等との連携
 - ・SSW, SC
 - ・病院
 - ・保健センター
 - ・警察署
 - ・児童相談所
 - ・教育委員会

- 【推進の重点】
 - 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進
 - 社会で自立できる「生きる力」をはぐくむ教育の推進
 - 開かれた学校、信頼される学校づくりの推進
 - 伝統の尊重と創造的な継承の推進
 - 「当たり前のことを当たり前にする生徒」を認められる集団作り
 - 自発的、自治的な生徒会活動による望ましい人間関係づくり

【いじめの防止】

- 教職員
 - ①「分かりやすい、規律ある授業」の実践
 - ②「自尊感情を育む教育活動」の推進
 - ③「正義が通る生徒指導」の実践
- 生徒
 - ①生徒会活動での「いじめ撲滅宣言」の遵守
 - ②人権標語、人権作文への積極的な学習活動参加
- 保護者
 - ①「箸の持ち方（しつけ、生きる力）は家庭、鉛筆の持ち方（基礎学力の定着）は学校で」のスローガンの下での諸活動
 - ②家庭内のルール設定（携帯電話、インターネット環境の把握など）

【推進体制】

- 毎週1回定例生徒指導部会における情報の集約と対応策の検討
- 職員朝会における情報の共有と共通実践事項、個別への対応策の共通理解職員の共通理解
- 学校ネットパトロール事業検索結果の活用
- 「いじめ対策必携」「生徒指導リーフ」「生徒指導提要」等の活用
- 小中高連携の強化
- 特別支援教育の視点に立った教育活動の展開（二次障害への対応）

【いじめの早期発見】

- 教職員
 - 日常的な観察（行動・持ち物）と積極的な働きかけ、情報共有、アンケート結果・教育相談の実施
- 生徒
 - 協力・信頼し、支え合う人間関係づくり
- 保護者
 - 日常的な観察・働きかけ、学校との連携

【いじめに対する措置】

- 教職員
 - 全職員による毅然とした対応、保護者・地域・関係機関との連携
- 生徒
 - 仲間づくり、学級づくりの再構築
- 保護者
 - 学校・関係機関との連携

【年間計画】※R-PDCA サイクルによる活動内容の見直しは隨時行う。

月	計画及び評価	実態調査	各教科・道徳・特別活動	生徒会	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4月	年間及び1学期活動計画の検討 取組評価アンケートの作成	学校生活アンケート①	「いじめ問題を考える週間の実施」		各教科における指導計画の確認 PTA総会での啓発活動 全体指導	家庭訪問	生徒事例研究(生徒個人、生徒指導事例、特別支援) 学校基本方針の確認
5月	実態に基づいた対応策の検討	学校生活アンケート② 学校楽しいとの活用	道徳(共通主題「生命尊重」)	いじめ撲滅宣言	情報モラル教室の実施	家庭訪問 事例研修	個別支援計画 具体的対応の在り方
6月	共に生きる仲間に感謝し、命の大切さを感じよう。	学校生活アンケート③ 学校楽しいと(1) SNSチェックシート	ニコニコ月間		携帯・ネット利用実態調査	教育相談	家庭との連携の在り方について
7月	取組評価アンケートの実施	学校生活アンケート④	道徳(共通主題「思いやり」) 保健学習(薬物乱用防止教室)		生徒への全体指導		
8月	取組評価アンケートの実施、取組の検証、2学期の活動計画の検討				携帯・ネット実情の研修		取組評価結果から生徒指導・特別支援教育の講話
9月	実態に基づいた対応策の検討	学校生活アンケート⑤ 学校楽しいと(2) SNSチェックシート	体育大会(集団仲間づくり)	体育大会に向けて	生徒への全体指導 携帯・ネット利用実態調査		生徒指導事例研究
10月	行事を通して、礼儀について深く学ぼう。	学校生活アンケート⑥ 学校楽しいとの活用	「いじめ問題を考える週間」の実施	文化祭に向けて	携帯・ネット実情の研修 いじめ防止標語作成		具体的な対応の在り方
11月	他者の話に傾聴し、自身の成長につなげよう。	学校生活アンケート⑦			ネット・携帯指導講話	教育相談・三者面談	
12月	取組評価アンケートの実施集計、取組の検証	学校生活アンケート⑧		生徒集会、文化班による「いじめ」に関する作品の朗読	生徒への全体指導		取組評価結果からの研修
1月		学校生活アンケート⑨ 学校楽しいと(3)			インターネットアンケート		入学説明会
2月	取組評価アンケートの実施集計、取組の検証	学校生活アンケート⑩	道徳(共通主題「自他の尊重」)		生徒への全体指導		次年度生徒指導事例研究準備
3月	取組の検証、次年度活動計画案作成	学校生活アンケート⑪		クラスマッチへの取り組み	個別相談	個別面談	小中連携 学級編成

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法2条第1項）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 定義で示した4つの要素

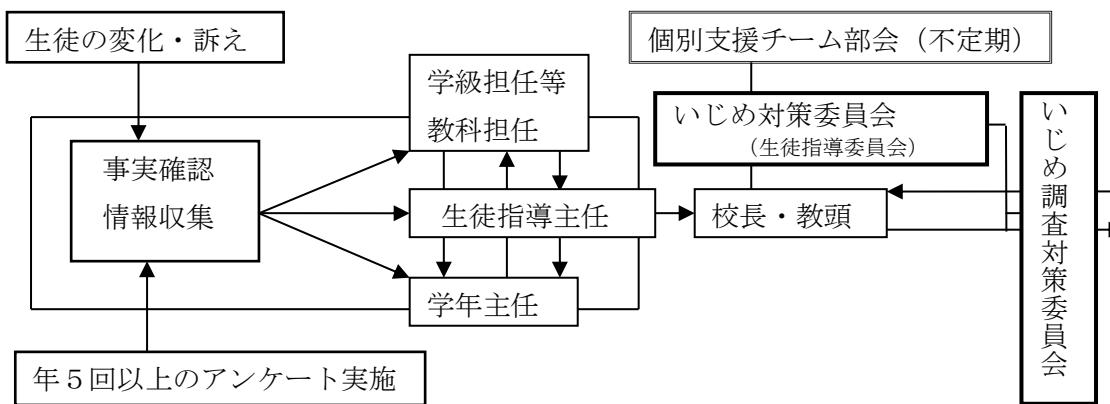
- (1) 行為をした者(A)も、行為の対象となった者(B)も児童生徒であること
- (2) AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- (3) AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- (4) 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

※ 削除された要素

- 「学校としてその事実を確認しているもの」 →行為をした者が不明でも、ネット上でも
- 「自分より弱い者に対して一方的に」 →けんか(双方向のいじめ)、立場が変化するいじめなど
- 「継続的に」 →現象が単発でも
- 「深刻な苦痛」 →客観的評価が難しい内容なので、軽率に判断しない(限定解釈をしない)

2 校内の生徒指導体制について（いじめへの具体的対応）

【いじめの緊急事態における情報入手・発見・対応の流れ・連絡体制】



・個々・事例に応じた指導・援助

- ・保護者との連携
- ・S C・S S Wとの連携
- ・地域・民生委員・主任児童員との連携
- ・全職員で共通理解
- ・警察・児童相談所
- ・教育委員会
- ・P T A

3 校内におけるいじめ防止対策及び、調査・対応の組織

【いじめの未然防止】

～具体的な考え方～

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全職員がいじめ問題の重要性を認識し、いじめがあるのではないかという問題意識を持つ。
また、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要がある。

- 「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- 平素から生徒と積極的に関わる場や機会を多くし、温かい人間関係を深める。
- 生徒の言動や表情の変容を素早く察知し、全職員の共通理解、共通実践に努める。
- 学校楽しいーと・S N S チェックシート等の調査や観察法等で得られた情報からアセスメントを行い、個や集団に適した取り組みを行う。R-P D C A (Research:実態調査・診断 Plan:企画立案→Do:実践 →Check:成果・結果評価 →Action:改善策実施) サイクルの確実な実践。
- 些細な事例でも、学級活動や生徒会活動を活用して考えさせ、生徒の自浄能力を培う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 校外の様子については、保護者や地域住民と緊密な連携を図り、情報の入手に努める。

※ いじめ対策委員会（防止／週1回）の組織構成・役割・具体的な取組

いじめ対策委員会は生徒指導委員会を主とする。メンバーは校長・教頭・生徒指導主任・学年生徒指導係・養護教諭で構成される。その役割は、年間計画に沿い、生徒の状況等に応じた未然防止の具体策について話し合い、実施後の反省と次への計画について話し合う。週1回の生徒指導部会の中で検討される。内容によっては外部の関係機関も参加する。（S C・S S Wほか）

～未然防止の具体的な取り組み～

- ・全校朝会、学年朝会、朝や帰りの会での講話の充実を図る。
- ・R-P D C A サイクルの実践。S G E（構成的グループ・エンカウンター）やS S T（ソーシャルスキルトレーニング）の学活や道徳、行事等での積極的活用。
- ・いじめ防止をテーマとした学活や道徳などの授業の充実を図る。
- ・学校行事や普段の生活を大切にして学級の絆を高める。

- ・「いじめ防止啓発強化月間」に全校生徒でいじめ防止に向けた標語・ポスターを作成する。
- ・生徒会によるいじめ撲滅宣言を行い、啓発を図る。
- ・登校指導・校内巡視・下校指導において会話の充実を図る。
- ・生徒会役員や学級で挨拶運動を行う。

【いじめの早期発見】

～具体的な考え方～

全職員が、いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われたりすることが多いという認識を持ち、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

- 些細なことでも、生徒から職員に即時に情報が入る関係性、校風を醸成する。
- 校外の様子については、保護者や地域住民を緊密な連携を図り、情報の入手に努める。
- いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

～早期発見のための具体的な取り組み～

- ・年間11回（8月を除く月1回）の学校生活アンケート（いじめアンケート）を実施する。
- ・「学校楽しいーと」の調査を毎学期行い、いじめ早期発見につなげる。
- ・毎学期ごとに定期の教育相談を実施する。
- ・ネットポリスと連携し、ネット上の監視につとめる。
- ・やりとり帳（毎日の記録）を活用する。
- ・朝の会等で生徒個々の表情をきめ細やかに観察する。
- ・生徒との関わりや信頼関係を重視した登校指導・校内巡視・下校指導に努める。
- ・各あいさつ運動の中で気付いた生徒の表情変化などから情報交換を行い、未然防止に努める。
- ・民生委員、主任児童委員との会合の中で、学校での生徒の状況の情報交換を行い、どのような場面でもいじめがないか見守りを続ける。

※ いじめ調査対策委員会（調査・対応／随時）の組織構成・役割・具体的な取り組み

いじめ調査対策委員会は、いじめが発生した際に、調査・対応について検討する組織である。構成メンバーは上記いじめ防止対策委員会と、各学年主任・担任・各学年教育相談係を加える。さらに状況の必要性が生じた場合は、SC・SSW・児童相談所・保健福祉課等といった外部機関と連携し、事態の正確な把握と適切な対応・指導について検討した後、対応するものとする。

いじめの調査を行う場合は、

- いつ（いつ頃から）
 - どこで
 - 誰が
 - 何を、どのように（態様）
 - なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題）
- を正確に把握できるように、それぞれの状況に応じた適切な質問事項を用意し、情報を正確に把握する。

～連携を行う外部機関の連絡先～	
関係機関名	電話番号
和泊町教育委員会	92-0009
沖永良部警察署	92-0110
県沖永良部事務所	92-1632
町保健福祉課	84-3517
県総合教育センター	099-294-2311
県中央児童相談所	099-264-3003
大島児童相談所	0997-53-6070

～具体的な取り組み～

- ・「学校楽しいーと」や「学校生活アンケート」、「SNSチェックシート」等の内容から、いじめが発生していると判断された場合、適切な調査を行う。(当事者・学級・関係生徒等からの情報収集)
- ・対応方法について検討する。
- ・いじめの状況から、外部機関との連携が必要と判断された場合、校長・教頭・生徒指導主任らが主となり、教育委員会の指導の下、情報連携と適切な組織構成を行う。
- ・保護者と連携しながら被害者保護・事実確認・情報収集・加害者指導・被害者支援・事後指導を行う。

【いじめへの対応】

- 「いじめは絶対に許さない」という職員の毅然として一貫した態度を示す。
- 被害者生徒を迅速に保護し、事実関係を正確に把握する。(複数での対応を原則とする。)
- 報告・連絡・相談を確実に実践する。いじめの再発防止を防ぐための指導法の工夫・改善に努める。

(ア) 「組織」を核とした対応

いじめを認知した場合には、迅速で組織的な対応を心がけ、「組織」を核として、情報の共有を図るとともに、いじめを受けた生徒への支援、いじめを行った生徒への指導、周囲の生徒へのケア等について、教職員の役割分担を明確にし、必要に応じて市教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。

(イ) いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒の安全を直ちに確保してから、いじめを受けた生徒の側に立ち、絶対に守りとおすという姿勢を明確に伝え、共感しつつ話をよく聴き、いじめの内容や関係する生徒などの事実関係を明らかにする。

また、具体的な対応を示し、必ず解決することを伝え、注意深く見守り、安心感をもたせながら支援を行う。

必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し、生徒の心のケアを図る。

(ウ) いじめを行った生徒への対応

いじめを行った生徒からも、十分に話を聴き、いじめの内容や関係する生徒などの事実関係を明らかにする。その後、いじめは人間の生き方として絶対に許されない、卑怯な行為であることを理解させて、すぐにいじめをやめさせるとともに、傷ついた相手の気持ちを理解させ、心から謝罪できるように指導する。さらに、学校の「組織」が中心となって組織的・継続的に見守り、指導を徹底する。生徒の発達上の悩みや葛藤などについても十分に配慮し、立ち直りを支援していく。そのために必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し、生徒の心のケアを図る。

(エ) いじめを通報した生徒等への対応

学校は、通報した生徒のプライバシーが完全に守られるよう、十分に配慮する。また、勇気をもって教職員にいじめを通報した生徒を十分称賛するとともに、守り通すことをはっきり伝え、いじめを通報した生徒の安全を確保するための取組を徹底する。

(オ) いじめを行った集団及び周囲の生徒への対応

いじめている生徒のまわりで、一緒になって見ていることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。さらに、いじめられている生徒の気持ちになって考えると、何もしないでいることは、いじめを行ったのと同じように思われることに気付かせる。

また、いじめは、他人事ではなく、自分の問題として考えさせるとともに、いじめを見かけたら、す

ぐに知らせる勇気をもたせる指導を行う。

(カ) 保護者への対応

いじめを受けた生徒の保護者に対しては、家庭訪問し、丁寧に状況を説明するとともに、学校としての取組方針を伝え、誠実に対応する。

いじめを行った生徒の保護者に対しても、家庭訪問し、丁寧に状況を説明するとともに、学校としての指導方針を伝え、協力を求める。

学校は、双方の保護者ともに連絡を密にし、謝罪の場を設けるなど、誠意を尽くした対応を続けるとともに、保護者的心のケアを図るため、必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用する。

(キ) 地域や家庭、関係機関等への対応

学校は、学校運営協議会、PTA等地域の関係団体等と、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめ問題に対して地域や家庭と連携した対策を日頃から推進する。また、いじめを発見した場合は、必要に応じて協力を依頼する。

さらに、いじめ問題における指導において、十分な効果を上げることが困難な場合などは、児童相談所や警察などの関係機関との適切に連携する。

4 重視している未然防止の取り組み

未然防止に関わる取り組み内容の一覧

未然防止の取り組み	期 間	場 所	担 当	具体的な内容
教育相談	6月 11月	各教室 特別教室	全体・学年教育相談係 全体生徒指導係	・教育相談アンケートの実施（教育相談係） ・学校生活アンケート（生徒指導係） ・学校楽しいーと、SNSチェックシート（生徒指導係）
R-P D C A サイクル	通年	各教室（学級） 体育館（学年） 他	生徒指導係 担任・学年担当	・学校楽しいーとによるアセスメント ・S G E の実施（月1回：道徳・学活で） ・S S T の実施（短学活や学活・行事等で）
いじめ撲滅宣言	4月	体育館	生徒会係 生徒指導係	・生徒の心に訴えるような資料などをもとにいじめ撲滅宣言を全生徒で行う。
いじめ防止啓発強調下巻	5月～6月	各教室 校内	生徒指導係 各教科 生徒会係 道徳科・特活係 国語科・美術科	・道徳・学級活動その他教科も含め、校内の教育活動全般においていじめについて考える場をつくる。 ・いじめ防止に向けた取り組みを全校で行う。 ・ポスター作りを通じて、啓発活動を行う。 ・標語作りを通じて、啓発活動を行う
生活月目標	通年	校内 学校外地域	生徒指導係 生徒会生活部 各専門部 学級総務	・生活部を中心に生活月目標を設定。100%達成を目指して生徒全員で取り組む。 ・生活部長・副部長が集まり、月目標の確認と具体策について話し合い、各学級に伝える。

(1) R-P D C A サイクルの実践

R (Research) …学校楽しいーと等や観察法から、学年・学級・個の状態をアセスメントする。

P (Plan) …支援策の立案。S G E ・ S S T で必要な項目をリストアップ。個別支援計画の作成。

D (Do) …授業・相談活動・支援の実施。シェアリングや自己評価等で変容の確認。

C (Check) …変容の積み重ね（観察）や学校楽しいーとで変容を確認。

A (Act) …支援策の再立案。必要な場合は年間計画を変更する。

以上のサイクルで、いじめが起こらない集団の育成を図る。

(2) 生徒の「自立・自律」を促す開発的生徒指導

本校では、学級活動・生徒会活動・学校行事などにおいて、「出番・役割・承認」のサイクルで、生徒の自己成就感・肯定感を味わう活動となるよう企画・運営・支援を行っている。

(3) 小中連携部会

特に中1ギャップの解消を目的に年3回実施しているが、小学校との連携を密に図ることで学級編成や指導上の参考にしている。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、法第28条第1項において、次の①又は②の場合と定められている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

これらを踏まえて、該当の事例が発生した場合、上記の体制において厳重に対処する。

また、下記に該当する場合もすみやかに調査し、適時・適切な指導に当たる。

- 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、その時点で、重大事態が発生したものと見なし、調査等にあたる。
- 重大事態とは、①生徒が自殺を企図した場合 ②心身に重大な障害を負った場合
③金品等に重大な被害を被った場合 ④精神症の疾患を発症した場合 である。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には、上記の対処に従い、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査

ア 発生した重大事態に関しては、記名・無記名など発生事例に適した質問事項をいじめ対策委員会(生徒指導部会等)・学年が連携して検討し、適切な方法で調査する。ただし、該当生徒に対しては最大限の配慮をし、場合によっては保護者・警察・児童相談所・SC・SSWなどの協力を得る。

イ 町教育委員会へ調査結果を報告し、事後の指導について連携を図る。

(4) 調査の主体

いじめにより、児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の欠席を余儀なくされている等の疑いがある場合は「いじめ対策委員会(生徒指導委員会)」を基礎とした「和泊中学校いじめ調査対策委員会」を、町教育委員会を通じて町長に報告し、町教育委員会と協議の上、設置する。

ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は「いじめ調査対策委員会」が主体となり、学年・担任と連携して実施する。

イ 教育委員会が調査主体となる場合

学校で発生した重大事態について、次のいずれかに該当するときは、町教育委員会へ調査実施を依頼する。

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと町教育委員会が判断した場合
- ・学校の教育活動に支障が生じ、本校在籍の生徒に重大な影響が生じる可能性がある場合

(5) 調査を行うための組織

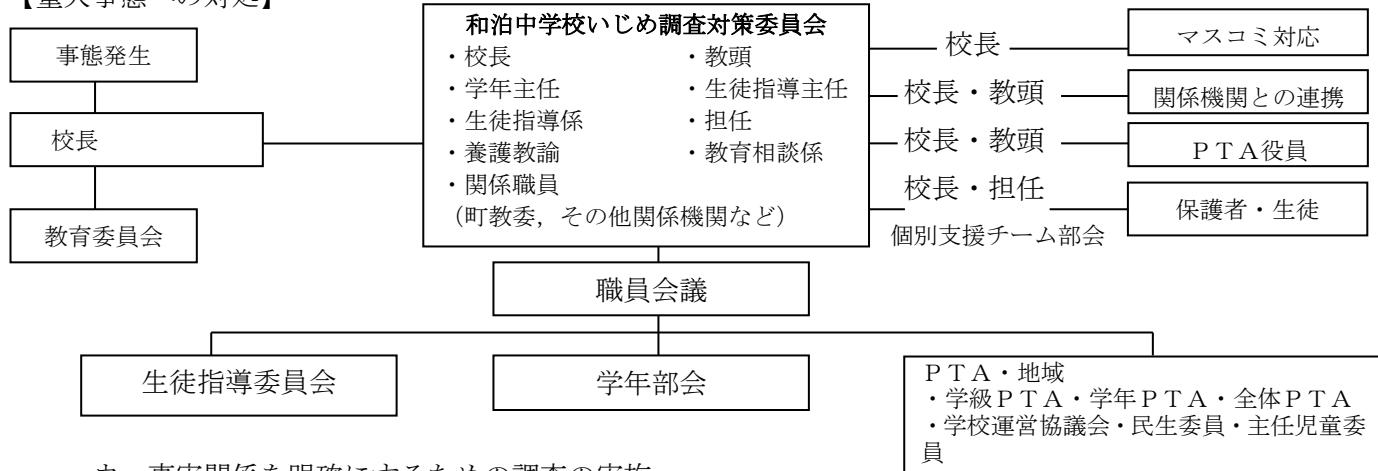
ア 役割

- ・発生した重大事態に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒、保護者に対して適時、適切な方法での情報提供や説明
- ・町教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果を報告

イ 構成

当該担任・学年主任を含め、公平性・中立性を確保するようにする。必要に応じて、外部機関と連携し、専門的なアドバイスもらうため、出席を依頼することもある。また、該当生徒等、重大な影響を受けている生徒に関しては別途「個別支援チーム部会」を設置し、対応について検討する。あわせて、教育委員会の助言・指導にもとづいて構成を決定する。

【重大事態への対処】



ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

以下のような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- いつ (いつ頃から) どこで 誰が 何を、どのように (態様)
- なぜ (人間関係の状況や学校の対応に関する課題)
- いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合聞き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上でのプライベートな内容の情報拡散・風評被害等にも配慮する。
 - ・いじめられた生徒の学校復帰を最優先とした調査を行う。
 - ・情報提供生徒の安全の確保を確実に行う。
 - ・県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視を実施する。
- いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合 (いじめられた生徒が入院又は意識不明等の病状や死亡した場合)、当該生徒の保護者の要望意見を十分に聴取した上で、今後の調査について協議する。

エ その他留意事項

【心のケア】

- いじめられた生徒及び保護者だけではなく、調査自体が生徒に与える心的負担を考慮し、調査の実施と平行して、町教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。
- 継続して心のケアが必要な場合には、被害者生徒支援として、「個別支援チーム部会」を臨時に構成し、情報連携と具体的な支援策の検討を行い、実施する。

【「個別支援チーム部会」職員構成】

開 催：随時（週1回開催を原則）

構成員：校長・教頭・生徒指導主任・教育相談係・学年主任・担任・その他部活動顧問や関わりのある職員及び、外部機関（SC・SSW・主任児童委員・民生委員・教育委員会）

- 町教育委員会、関係機関と連携を図りながら、養護教諭を中心に当該生徒・保護者の心のケアを行う。
- 関係職員の心のケアにも十分注意する。

【調査に当たっての説明等】

- いじめられた生徒及び保護者に対して調査方法や調査内容について十分説明し、合意を得ておく。
- 調査経過についても適時・適切な形で報告する。

【調査対象の児童生徒及びその保護者に対して】

- 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

【報道取材等への対応】

- プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を校長もしくは教頭とし、町教育委員会と連携をとりながら対応する。